

重度心身障害者医療費助成制度の御案内

重度の障害のある方に、医療費の一部を助成する制度です。

助成の対象になる方

下記 (1) ～ (4) のいずれかに該当する方

(1) 身体障害者手帳の1級、2級又は3級に該当する方

※ただし、3級の障害については、心臓、肝臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の各障害に限る

(2) 療育手帳の障害の程度が「A」に該当する方

(3) 重度の知的障害者と判定又は診断された方

※IQがおおむね「35以下」の方、
又は肢体不自由、盲、ろうあ等の障害を有する方で、IQが、概ね「50以下」の方

(4) 精神障害者保健福祉手帳の「1級」に該当する方

次のいずれかに該当する場合は、助成の対象になりません。

- ・健康保険の資格を喪失しているとき（65歳以上で後期高齢者医療制度に加入していないとき）
- ・生活保護を受給しているとき
- ・主として受給者の生計を維持する方の所得額が、下表の「**所得制限額**」以上のとき

扶養親族等の数	所得制限額	収入額の目安 (給与所得の場合)
0人	6,287,000円	8,319,000円
1人	6,536,000円	8,596,000円
2人	6,749,000円	8,832,000円
3人	6,962,000円	9,069,000円
4人	7,175,000円	9,306,000円
5人	7,388,000円	9,542,000円

所得について

- ・所得とは、収入から給与所得控除などを差し引いた額です。
- ・受給資格の有無を確認する際は、更に所得から一定の控除があります。

申請に必要なもの

- ① 健康保険の資格情報を確認できる書類（マイナポータルの医療保険の資格情報、資格情報のお知らせ、資格確認書 など）
- ② 印鑑
- ③ 障害の内容及び程度を証明する書類
 - 身体障害の方 … 「身体障害者手帳」
 - 知的障害の方 … 「療育手帳」又は「診断書」
 - 精神障害の方 … 「精神障害者保健福祉手帳」

※他市町村から転入された場合

所得判定のために、前住所地の市区町村に「課税状況、扶養人数等」を確認させていただきます。

※65歳以上の方は、口座情報が確認できるもの（通帳やキャッシュカードなど）も必要です。

受給者証について

受給者証の交付

「重度心身障害者医療費受給者証」は、申請書を審査後、要件を満たす方に交付（郵送）します。
（申請からお届けまで、約2週間かかります）

受給者証の更新

毎年8月1日付けで、受給者証を更新します。
前年の所得等に基づき、引き続き、受給資格がある方に新しい受給者証を交付します。（7月下旬に郵送）
※原則、手続等は不要ですが、更新の際に、必要な書類を提出いただく場合があります。

医療費助成制度における自己負担額

医療機関等を受診した際の窓口負担額については、年齢や世帯の状況、市道民税の課税状況等により、負担額が異なります。

【 18歳（18歳に到達した年度末（3月31日）まで）以下の方 】

診療区分		市道民税 非課税世帯		市道民税 課税世帯	
入院・通院	医 科	初診時一部 負担金のみ	580円	初診時一部 負担金のみ	580円
	歯 科		510円		510円
柔道整復			270円		270円
調 剤		自己負担なし		自己負担なし	
訪問看護		医療費の 1 割		医療費の 1 割	

【 18歳以上の方 】

診療区分		市道民税 非課税世帯		市道民税 課税世帯
入院・通院	医 科	初診時一部 負担金のみ	580円	医療費の 1 割
	歯 科		510円	
柔道整復			270円	
調 剤		自己負担なし		医療費の 1 割
訪問看護		医療費の 1 割		

自己負担上限額		市道民税 非課税世帯	市道民税 課税世帯
1 か月	1 か月	訪問看護：8,000円（個人）	通院＋訪問看護：18,000円（個人） 入院＋通院：57,600円（世帯）
	8月1日から翌年 7月31日までの 1 年間		144,000円

※過去12か月以内に、同一助成かつ同一世帯内で3回以上、1か月の自己負担上限額に達した場合は、4回目から「多数回該当」となり、自己負担上限額が44,400円になります。

- 【注意事項】
- ・助成対象は、健康保険適用となる医療費のみです。
 - ・入院時の食事代、自費負担分（病衣代、文書料など）は、助成対象外です。
 - ・令和6年10月以降、ジェネリック医薬品のあるお薬で、先発医薬品の処方にかかる「特別の料金」については、保険適用外のため、助成対象外です。
- 「精神障害者保健福祉手帳(1 級)」のみ、お持ちの方
- ・通院及び指定訪問看護に係る医療費は、助成対象ですが、入院に係る医療費は助成の対象外です。
- 65歳の誕生日を迎えた方
- ・引き続き、重度心身障害者医療助成を受けるためには、「後期高齢者医療制度」に加入する必要があります。

受給者証を使用できる保険医療機関等

- ・保険医療機関等を受診する際は、「健康保険の資格情報を確認できる書類」と「重度心身障害者医療費受給者証」を窓口に提示してください。
- ・北海道内の保険医療機関で使用できます。
- ・受給者証を使用できない保険医療機関等で診療等を受け、医療費の支払をしたときは、後日、払戻しを受けることができます（詳しくは、次ページの「償還払い（払戻し）の申請について」を御覧ください）。

他の医療助成制度の受給資格をお持ちの方へ

医療費の負担が軽減される場合がありますので、次の各担当窓口へお問合せください。

- (1)「更生医療」 ➡ 福祉総合相談室 障害福祉グループ（市役所本館 1 階 ①番窓口） 内線 303・444
- (2)「長期特定疾病（健康保険、後期高齢者医療）」 ➡ 現在加入している健康保険の窓口
- (3)「特定疾患（難病など）」、「身体障害児育成医療」、「未熟児養育医療」
➡ 小樽市保健所 保健総務課 保健管理グループ（ウイングベイおたる 1 番街 4 階）
電話 0134－22－3117

償還払い（払戻し）申請について

次のア～エに該当する場合は、医療助成費の払戻しを受けることができます。

払 戻 し 理 由		申 請 に 必 要 な も の
ア	受給者証を使用することができない 保険医療機関等で受診した	① 重度心身障害者医療費受給者証 ② 健康保険の資格情報を確認できる書類 （マイナポータルの医療保険の資格情報、資格情報のお知らせ、資格確認書 など） ③ 領収書 ④ 受取口座の情報がわかるもの（通帳、キャッシュカード等）
	イ 受給者証を提示せずに受診した	⑤ 印鑑（※スタンプ印は不可） ⑥ 健康保険の保険者が発行した「支給決定通知書」(※) （健康保険の高額療養費に該当する場合のみ必要です）
ウ	マイナ保険証や資格確認書を 提示せずに受診した （10割負担したとき）	上記①～⑤に加え、 ・健康保険の保険者が発行した「支給決定通知書」(※)
エ	療養費等（補装具の作製費用など）の 支払をしたとき	上記①～⑤に加え、 ・医師が発行した「証明書」 ・健康保険の保険者が発行した「支給決定通知書」(※)
※「支給決定通知書」は、加入している健康保険の保険者に対して「療養費等」の支給申請手続きを行い、保険者が支給額を決定すると発行される書類です。「重度心身障害者医療費助成」の払戻し申請を行う際に必要な書類ですので、あらかじめ、加入している健康保険の保険者で「療養費等」の支給申請手続きを行ってください。		

注意事項

- 原則、受診した月に償還払い（払戻し）申請の受付はできません。
- 領収書には、次の事項の記載が必要です。
「氏名」、「診療年月日」、「保険点数」、「初診の有無」
- 必要事項が記載されていないレシート等については、受付できません。
- 診療日の翌月 1 日から起算して **2 年**を過ぎると、償還払い（払戻し）の申請ができなくなります。

支給について

審査等の関係により、支給するまでに 1 ～ 2 か月かかります。
支給の通知は送付いたしませんので、入金については、通帳等で確認願います。

1か月の医療費が限度額を超えたとき

1 か月間に支払った一部負担金（医療費の 1 割相当額）が上限額（左ページを参照）を超えた場合は、超えた額が「**高額医療費**」として払戻します。

対象者には「高額医療費支給決定通知書」を郵送いたします。
初回のみ、申請手続が必要ですが、その後は受取先として登録した口座に「高額医療費」を支給します。
払戻し時期は、概ね、診療月の 3 ～ 4 か月後になります。

交通事故や学校等でけがをしたとき

次のような第三者行為による診療には、**「医療費受給者証」**を使用することができません。

- ・第三者からの被害を受けたとき（交通事故等）
- ・学校等の管理下における、災害（けが、疾病等）が発生したとき

※保険医療機関を受診する際は、事故等の（第三者行為）によるケガであることを伝えてください。

受給者証を使用して診療等を受けたときは、その医療費を返還していただくことがありますので、御注意ください。

各種届出について

次のようなときは、届出が必要です。

また、各種届出をされたときは、受診中の保険医療機関等にも必ず御連絡願います。

受給状況が変更になったとき

- ① 加入している健康保険（種類、記号、番号、被保険者等）に変更があったとき
- ② 世帯の状況が変更になったとき
- ③ 所得の修正申告等を行ったとき
- ④ その他、受給資格に変更があったとき

受給状況が喪失となる時

次に該当するときは、受給資格を喪失します。
福祉総合相談室 障害福祉グループで「医療費受給者証」を返還してください。

- ① 加入している健康保険の資格を失ったとき
- ② 小樽市から他市町村に転出するとき
- ③ 生活保護を受給することになったとき

医療費助成の受給資格を喪失した後に、受給者証を使用して診療等を受けたときは、その医療費に対する助成額を返還していただくことがありますので、御注意ください。

重度心身障害者医療助成制度についての問合せ先

福祉総合相談室 障害福祉グループ（市役所本庁舎 本館1階 1番窓口）

〒047-8660

小樽市花園2丁目12番1号

電話 0134-32-4111 内線 303・444

FAX 0134-22-6915

